

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第34号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されるとともに、結核予防法が廃止され、感染症の診査に関する協議会が結核患者の入院の期間の延長に関し必要な事項を審議することとされたこと等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 委員の数の上限の変更

京都市感染症診査協議会（以下「協議会」といいます。）の委員の数の上限を次のとおり変更します。

改正前	改正後
7人	27人

2 協議会の定足数の変更

協議会の定足数を次のとおり変更します。

改正前	改正後
委員のうち感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く。）及び医療以外の学識経験を有する者について各1名以上	委員の過半数

3 部会の設置

協議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができることとするとともに、その定めるところにより、部

会の決議をもって協議会の決議とすることができることとします。

4 京都市結核診査協議会の廃止

京都市結核診査協議会を廃止します。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第34号

京都市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

京都市感染症診査協議会条例の一部を次のように改正する。

第3条中「7人」を「27人」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

第6条第3項を次のように改める。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員3人以上をもって組織する。この場合において、委員の過半数は、医師である委員でなければならない。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市結核診査協議会条例は、廃止する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)